

決議VI. 18 ラムサール湿地保全賞の設立

1. 過去25年間にわたりこの条約が湿地の保全及び賢明な利用の促進を達成してきた事項、そしてその達成のために多くの個人、機関、政府が多大な貢献をしてきたことに留意し、
2. さらに将来この条約の目的のためにより大きく継続的な支援を促すため、そういった貢献を認識し榮譽を称える必要性を重ねて留意し、

締約国会議は、

3. 『ラムサール湿地保全賞』を設立することを決定する。
4. この決定に係る財政面を考慮し、下記原則に配慮しながら賞の運営について検討するよう常設委員会に要請する。
 - (a) 当該賞は3年に一度の通常の締約国会議の際に贈呈されるものとする。
 - (b) 当該賞の推薦は事務局長に提出し、選定は常設委員会が行うものとする。
 - (c) 候補者は個人、団体、または政府機関とする。
5. 可能であれば1999年開催の第7回締約国会議において第1回保全賞贈呈を行い、それができない場合には第7回会議において報告をおこなうことを常設委員会に要請する。

決議VI. 19 教育と普及啓発

1. 湿地は人類に広範な利益をもたらす一方、その価値は保全全般についても、経済的なものについても、政策決定者、土地所有者、地域社会の指導者、一般に効果的に伝わっているとは言えず、湿地保全を支えるための特別な「教育と普及啓発(EPA)」プログラムも、各国レベルでも国際レベルでも、少数しか企画されていないことに留意し、
2. 湿地、その生物多様性、湿地から人間にもたらされる利益を保全する試みを提唱しても、広範な人々の参加なしではその成功は困難であろうことを憂慮し、
3. 教育と普及啓発プログラムは、成功をおさめ持続可能な湿地管理に不可欠な手段であり、湿地に対する否定的な態度を打破する重要な道具であることを認識し、
4. 湿地の教育と普及啓発プログラムの企画や実施に関わる人々は孤立してしまうことがしばしばあり、そのため、経験をわかち合いお互いに学習する機会が制限されてしまっていることを意識し、
5. これに対する手段として、国際湿地保全連合(ウェットランド・インターナショナル)によってすでに「教育と普及啓発に関する専門家グループ」が設立されており、英国の「野禽湿地トラスト(WWT)」が調整役を果たし、WWTの「湿地連携国際プログラム(Wetland Link International Programme)」と統合が図られていること、この専門家グループが世界中の同じ目的を持つ個人や機関との連携を確立していることを想起し、
6. 連携をさらに進め、そういったプログラムを進展させることの重要性と、また条約の戦略計画の要素を実施するため、教育と普及啓発に取り組む団体間のさらなる強調の必要性を認識し、

締約国会議は、

7. 条約の1997-2002年戦略計画を効果的に実践するためには、教育と普及啓発の協同プログラムが地方

決議

レベル、各国レベル、地域レベル、地球規模で組織され遂行され、それにより湿地の価値と利益についての知識と理解が深まり、湿地資源の保全や持続可能な管理に向けての行動を進展させなければならないことを確認する。

8. 国際湿地保全連合の「教育と普及啓発専門家グループ」およびパートナー機関によって運営される他のEPAネットワークが、このプログラムの指導的役割を果たし、ラムサール条約に対して専門的な助言を行う団体として活動することを要請する。

9. 国際湿地保全連合の専門家グループと他の専門家ネットワークが、以下のことでラムサール事務局と共に働くように促す。

(a) 湿地の教育と普及啓発の専門家の国際的ネットワークを設立、維持する。

(b) 必要となる財源を求め、地域的に合った計画を実施にうつし、教育と普及啓発キャンペーンの企画、実施、評価の改善を目的としたトレーニングの機会を進展させる。

(c) ラムサール事務局が常設委員会に毎年提出する経過報告を通じ、各締約国が国内湿地政策および環境政策を支援する教育と普及啓発プログラムの適用についてアドバイスができるよう、事務局に助力する。

10. すべての締約国、パートナー機関、興味を持つ団体や機関が、このイニシアチブを支持することを促す。

決議VI. 20 オーストラリア政府及びオーストラリアの人々への感謝

1. 第6回締約国会議のためにオーストラリア当局の全てのレベルが提供してくれた寛大な支援に対し、深謝の意をここに表明し、

2. 参加者を歓迎し会議に有効な貢献をしてくれたブリスベン市に対し特に感謝し、

3. 「戦略計画」の実施のための特別な拠出を奨励した、条約25周年記念にあたっての『誓約の提唱』に対し、オーストラリア政府に重ねて感謝し、

4. 本会議で発表されたオーストラリア連邦政府による新たな7カ所の登録湿地の指定予定、及び連邦湿地政策を完成させるという決定を謝意をもって注目し、

締約国会議は、

5. 主催国関係者、特にオーストラリア連邦、クイーンズランド州、ブリスベン市各政府とオーストラリアNGOに対する謝意を記録する。

6. 第6回締約国会議の組織にあたっての連邦政府、クイーンズランド州政府、ブリスベン市当局及びオーストラリアの民間セクターによる財政的支援の重要性を認識する。

7. ベルギー、ブルガリア、カナダ、デンマーク、フランス、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インド、日本、オランダ、パキスタン、スリランカ、スイス、英国、米国、カナダの国際カモ保護協会(Ducks Unlimited)、WWF、オーストラリアNGOによる誓約とともに、条約の有効性を高める「戦略計画」実施のためのオーストラリア政府の25周年記念誓約への謝意を表明する。

8. 条約の25周年の年およびこれ以降に湿地の価値の教育及び普及啓発の促進の分野で、条約の活動を導くものとなる成功に対して賛辞する。